

インボイス制度(適格請求書等保存方式)に関するお知らせ

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方法として、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されました。

インボイス制度のもとでは、仕入税額控除を行う際の要件として、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が必要です。

つきましては、本学の適格請求書発行事業者登録番号を以下のとおり通知いたしますとともに、課税事業者の皆様におかれましては、本学へ請求される際、適格請求書の発行をお願いいたします。

記

適格請求書発行事業者登録情報	
登録番号	T9012405001547
名称	学校法人亜細亜学園
事務所の所在地	東京都武蔵野市境5丁目8番
登録年月日	令和5年10月1日

以上